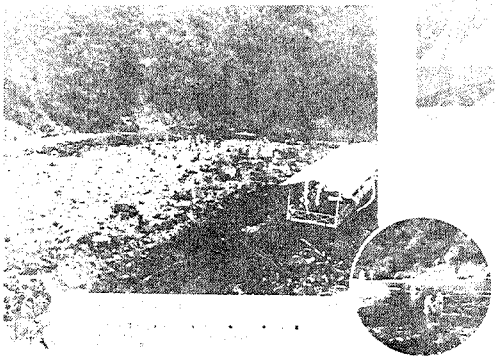


Q 年金法の改正が行われたと聞きましたが、そのねらいを教えてください。

A 我が国の人口の高齢化は諸外国に例をみないスピードで進んでおり、二十一世紀には世界屈指の高齢化社会になると見込まれますが、このような本格的な高齢化社会においても安定的に機能し得る年金制度を築いていかなければなりません。



き、現在の公的年金制度には次のような問題があります。

まず、第一の問題は、制度が分立していることで、タテ割りの独立の制度のままにしておきますと、産業構造、就業構造の変化によって国鉄共済年金のように危機に陥る制度が出てくることは避けられません。

また、制度間に格差がありますので、国民の間で不公平感、不信感が生じてきています。

さらに、複数の制度からいくつもの年金が出る事例が生じてきて、過剰な給付となる場合もあります。

第二の問題は、構造的な給付水準が高過ぎることで、今のままの給付設計だと将来、

受給者の平均加入年数が伸びて来れば年金額が現役の賃金と比べて過大となり、年金世代と現役世代との所得水準、生活水準の均衡が失われてしまいます。

また、このような高い給付水準では、保険料負担の方も高くなり過ぎ、負担できる限界を越えてしまいます。

第三の問題は、婦人や障害者の年金保障の問題で、サラリーマンの妻は年金制度への加入が任意とされており、また、若い頃からの障害者の場合は障害の発生が年金制度加入前ですので、現行の制度ではいずれも年金による保障が不十分なものになっています。

今回の年金法の改正は、このような問題を解決し、長期

今月のふるさとカレンダー

八月の写真説明

したのはけ水泳場……昭和十年頃の写真ですが、水あびをする子供、川の流れにそって泳ぐ人達でいっぱいです。写真右手には、脱衣場も見えます。昭和三十年代には、まだプールがなく、それぞれ近くの川で泳ぎました。

泳ぐ場所も地域によって違い、それぞれの場所と呼び名がつけられており、「したはけ」もその一つです。

昭和三十五年六月に、市営プール(現在の谷一小プール)が完成し、大人二十円・中学生十円・小学生五円の利用料金で泳ぐことができました。また、昭和三十九年七月には、山中湖畔県有地を借用し、市民水泳場が完成し、多くの市民が利用しました。

的に安定した、整合性のある公的年金制度を確立するためのもので、その最大の眼目は国民年金を全国共通の基礎年金を支給する制度に発展させることにあります。基礎年金は、国民全員で支えますから

制度は安定しますし、また、皆が同じ条件で同じ年金を受けますから公平です。

次に、年金の給付水準ですが将来四十年加入が平均的となった場合においても今程度の水準におさまるよう、制度の仕組みを二十年かけて徐々に変えていくこととしています。これによって、将来の保険料負担も余り高くならなくてすみます。

また、すべての婦人に国民年金を適用し、被用者の妻にも自分名義の基礎年金を支給するとともに障害年金の充実を図っています。

児童扶養手当の現況届について

母子家庭等で児童扶養手当を支給されている方は現況届を、八月十一日から九月十日までの間に必ず提出して下さい。

不正受給がありますと、さかのぼって返還させられます。

公的年金(福祉年金を除く)との併給は絶対に認められません。申請事由に変更が生じた場合には、その都度、届出をして下さい。詳しくは、証書の注意事項をごらん下さい。

支給要件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父が死亡した児童(年金が受けられない方)
- ③ 父が一定の廃疾の状態にある児童(重度の障害者)
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父が引き続き一年以上遺棄している児童

その他、父と生計を同じくしていない児童
お問い合わせ先
市福祉事務所 厚生係
☎(43) 1111 内線 277

受給者の皆さんへ

八月は福祉年金証書の提出期です。

福祉年金を受給している方は、八月十二日以降にもよりの郵便局で年金を受けましたら、八月末までに年金証書を市役所年金係又は各出張所へ提出して下さい。
提出が遅れますと十一月の支払いができませんので、ご注意ください。